

令和4年度における沖縄地区の 独占禁止法等の運用状況

公正取引委員会は、毎年、前年度における独占禁止法等の所管法それぞれの運用状況(事件処理件数、違反事例、広報・広聴活動等)について、全国及び各地方事務所別に公表しています。

今号では、今年6月に沖縄総合事務局総務部公正取引課が公表した、令和4年度における沖縄地区の独占禁止法、下請法及び景品表示法の運用状況について、ご紹介します。

※内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室は、令和5年4月1日に公正取引課に組織替えされました。



No.1

独占禁止法

1 内容

独占禁止法は、自由経済社会において、事業者が事業活動を行うに当たって守るべきルールを定め、公正かつ自由な競争を妨げる行為を規制しています。

2 処理件数

3件の事件について注意を行いました。



「どっくん」

3 違反事例の概要

○優越的地位の濫用

スーパーマーケットを営むAは、

ア 購入・利用強制

納入業者に対し、バイヤーから、納入業者との取引に関係のないクリスマスケーキ、ワイン、うなぎ等の季節商品の購入を要請していた。

イ 協賛金等の負担の要請

納入業者に対し、新規開店の際の新聞広告に充てるための「広告協賛金」や中元や歳暮の商戦の際のチラシの作成に充てるための「ギフトチラシの協賛金」と称して、事前に算出根拠等を説明することなく金銭の負担を要求していた。

ウ 従業員等の派遣の要請

納入業者に対し、新規開店、改装開店及び棚替えに際し、従業員等の派遣を要請し、他社商品を含む商品の陳列作業を行わせているにもかかわらず、日当や交通費等の納入業者が従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担していなかった。

○排他条件付取引、拘束条件付取引

建設資材の販売業を営む団体Bは、組合員に対して、製造した建設資材の全量をBに出荷することを義務付けていた。

○事業者団体による価格決定

農作業の委託事業を営む団体C及び団体Dは、農家から依頼を受ける農作物Xの機械収穫作業の受託料金について、共同して、値上げを決定していた。

4 広報・広聴活動

独占禁止法等の普及・啓発及び競争政策の運営に資するため、独占禁止政策協力委員から独占禁止法等の運用や競争政策の運営等について意見聴取を行ったほか、有識者との懇談会を3回、独占禁止法説明会等を18回、独占禁止法教室を2回行いました。



▲有識者との懇談会の様子



▲独占禁止法教室の様子

下請法

1 内容

下請法は、下請取引の公正化と下請事業者の利益保護を目的としています。製造業からサービス業まで、さまざまな業種において適用対象となる取引を明確に示すとともに、親事業者(おやじぎょうしゃ)の義務と禁止行為を具体的に定めています。

2 処理件数

54件の下請法違反被疑事件を処理し、うち50件について指導を行いました。

指導を行った親事業者から下請事業者52名に対して、総額79万円の原状回復が行われました。(指導件数及び原状回復額ともに過去最高水準)

3 主な違反事例の概要

- 自動車の修理を下請事業者に委託しているA社は、発注時に発注内容等を記載して下請事業者に交付すべき書面を交付していなかった。(書面の交付義務)
- イベントの運営業務を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由として、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定めた支払期日までに下請代金を支払っていなかった。(下請代金の支払遅延)
- ガス漏れ等の修理を下請事業者に委託しているC社は、「毎月20日締切、翌月末日支払」の支払制度を探っているため、下請事業者からの給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。(下請代金の支払遅延)
- ガス漏れ等の修理を下請事業者に委託しているD社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担することについて、あらかじめ書面で合意をしていたところ、振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。(下請代金の減額)
- 貨物の配送業務を下請事業者に委託しているE社は、一部の下請事業者と協議して決めた単価をその他多数の下請事業者の単価として、下請事業者と十分に協議することなく、一方的に下請代金の額を定めていた。(買いたたき)

4 広報・広聴活動

下請法等の普及・啓発及び効果的な運用に資するため、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行ったほか、事業者団体等が開催する研修会等に1回の出講を実施しました。



「オットリーザン官」

景品表示法

1 内容

消費者誰もがより良い商品・サービスを求めています。ところが、実際よりもよく見せる表示(不当表示)や、過大な景品類の提供(不当景品類)が行われたりすると、それらにつられて消費者が、実際には質の良くない商品・サービスを買ってしまい、不利益を被るおそれがあります。景品表示法は、このような行為から一般消費者の利益を保護することを目的としています。

2 処理件数

1件の措置命令(不当表示)を行いました。



3 違反事例の概要

沖縄特産販売株式会社は、珪素を含む食品を販売するに当たり、あたかも、本件商品を摂取等するだけで、血液サラサラ、しみ・しわ解消などの効果が得られるかのように表示していました。しかし、実際には、表示の裏付けとなる合理的な根拠の提出がなく、表示どおりの効果があるとまでは認められないものでした。(優良誤認)

4 広報・広聴活動

景品表示法の普及・啓発及び効果的な運用に資するため、景品表示法説明会等を4回行いました。

ご紹介した各法の詳しい説明については、右二次元コードからご覧いただけます。



▲ 独占禁止法



▲ 下請法



▲ 景品表示法

独占禁止法等に関するご相談や講師派遣のご依頼などがありましたら、お気軽にご連絡ください。

【お問合せ先】 総務部 公正取引課 098-866-0049